

第6回公立大学法人設立準備委員会

日時 令和7年7月28日（月）15:45～

場所 オンライン開催

次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協 議

（1）公立大学法人東北公益文科大学運営協議会規約（素案）

（2）公立大学法人東北公益文科大学評価委員会共同設置規約（素案）

（3）中期目標（骨子）

（4）機能強化の基本方針（素案）

（5）独自奨学制度（大学院）

（6）令和9年度入学者選抜

（7）その他

4 閉 会

第6回公立大学法人設立準備委員会

【出席者名簿】

役 職 名	氏 名	備 考
山形県副知事	高 橋 徹	
山形県総務部長	小 中 章 雄	
山形県庄内総合支庁長	荒 木 泰 子	
庄内広域行政組合理事長 酒田市長	矢 口 明 子	
鶴岡市長	皆 川 治	
三川町長	阿 部 誠	
庄内町長	富 樫 透	
遊佐町長	松 永 裕 美	
学校法人東北公益文科大学理事	上 野 隆 一	
東北公益文科大学学長	神 田 直 弥	

公立大学法人東北公益文科大学運営協議会規約（素案）

1 運営協議会について

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人の運営に係る設立団体の長が行う権限の行使等について協議して定めるため、その協議を行う場として地方自治法に基づく協議会（法定協議会）を設置する。

（１）目的

山形県及び庄内広域行政組合が、公立大学法人東北公益文科大学の設立団体に係る事務を共同で管理執行し、相互に連絡調整を図ることを目的とする。

（２）名称

公立大学法人東北公益文科大学運営協議会

（３）設置団体

山形県及び庄内広域行政組合

（４）担任する主な事務

理事長及び監事の任命、中期目標の策定、中期計画の認可等

（５）組織

会長及び委員５人以内で組織することとし、会長は山形県知事、副会長は庄内広域行政組合理事長をもって充て、委員は、それぞれの団体の職員の中から、選任した者をもって充てる。

【委員構成（案）】

山形県	役職	庄内広域行政組合	役職
知事	会長	理事長	副会長
総務部長	委員	事務局長	委員

(6) 事務所の所在地

運営協議会の事務所は、山形県庁内に置く。

(7) 経費の支弁

運営協議会に要する経費は、設置団体が負担することとし、県と庄内広域行政組合の負担割合は、公立化後の財政負担の割合にならない、55 対 45 とする。

2 規約

(1) 規約の概要

規約は、地方自治法に規定されている事項を含め、以下のとおり定める。

章	内容
第 1 章 総則	設置
	目的
	名称
	担任する事務
	事務所の所在地
第 2 章 協議会の組織	組織
	会長及び副会長
	委員
	職員
	職員の職務
	事務処理のための組織
第 3 章 協議会の会議	協議会の会議
	会議の招集
	会議の運営
第 4 章 協議会の担任する事務の 管理及び執行	各関係団体の長の名においてする事務 の管理及び執行
	役員等の損害賠償責任の一部免除

第 5 章 協議会の財務	負担金
	予算
	決算報告
	財産の取得、管理及び処分
	その他の財務に関する事項
第 6 章 補則	費用弁償等
	協議会解散の場合の措置
	協議会の規程
	補則
附則	施行日

(2) 規約（素案）

資料 1－2 のとおり

以上

公立大学法人東北公益文科大学運営協議会規約（素案）

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 協議会の組織（第6条－第11条）
- 第3章 協議会の会議（第12条－第14条）
- 第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第15条・第16条）
- 第5章 協議会の財務（第17条－第21条）
- 第6章 補則（第22条－第25条）
- 附則

第1章 総則

（設置）

第1条 山形県及び庄内広域行政組合（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、協議会を設置する。

（目的）

第2条 この協議会は、関係団体が、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。

（名称）

第3条 この協議会の名称は、公立大学法人東北公益文科大学運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（担任する事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務（法人の設立団体に係るものに限る。）を管理し、及び執行する。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第14条第2項、第17条第1項から第3項まで、第19条の2第2項及び第4項、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項、第26条第1項及び第3項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項、第3項ただし書及び第4項、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、第77条の3、第79条の2第1項、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第79条の5、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務

イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第34条、第35条第1項後段、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、第17条第4項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

エ 法第25条第3項、第42条の2第5項、第44条第2項、第78条第4項、第79条の2第2項、第108条第2項及び第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務

オ 法第78条の2第5項に規定する評価委員会からの報告の受理に関する事務

カ 法第56条第1項において準用する法第49条第1項に規定する評価委員会への通知及び同条第2項に規定する評価委員会からの意見の申出の受理に関する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、法人の適正な運営を確保するために必要な指導等に関する事務

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

2 前項各号に掲げるもののほか、協議会は、法人に関する事務の管理及び執行について連絡調整を行う。

(事務所の所在地)

第5条 協議会の事務所は、山形県山形市松波二丁目8番1号山形県庁内に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員5人以内で組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、山形県知事（以下「知事」という。）をもって充てる。

2 会長の任期は、知事としての任期とする。

3 会長は、非常勤とする。

4 委員のうち1人は、庄内広域行政組合理事長（以下「組合理事長」という。）をもって充て、これを副会長とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 副会長の任期は、組合理事長としての任期とする。

7 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員（副会長を除く。以下この条において同じ。）は、関係団体の長が協議の上、関係団体の職員のうちから、関係団体の長がそれぞれ指名した者をもって充てる。

2 委員の任期は、会長が定める。

3 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の各関係団体への配分については、関係団体の長の協議により、これを定める。

- 2 関係団体の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該団体の職員のうちから選任する。

(職員の職務)

第10条 会長は、職員のうちから主任の者（以下この条において「事務長」という。）を定めなければならない。

- 2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。
- 3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議に諮って、協議会の事務を処理するために必要な内部組織を設けることができる。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の2人以上の者が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集する場合には、会議の日時、場所及び審議すべき事項を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の全員が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて法人の役員、職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 4 会長は、委員が会議に出席できない場合において当該委員からの申出があったときは、当該委員が指名した者の出席を認めることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(各関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を各関係団体の長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を第4条第1項第1号イの規定により定められた事項（このうち条例で定めるものとされている事項は除き、以下「協議規程」という。）及び各関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定める

ところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 条例等を改正し、又は廃止した場合においては、当該関係団体の長は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第16条 法第123条第2項の規定により設立団体が協議して定めるものとされる法第19条の2第4項の条例で定めるものとされている額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

第5章 協議会の財務

(負担金)

第17条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

- 2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により決定する。
- 3 庄内広域行政組合は、前項の規定による負担金を山形県に交付しなければならない。
- 4 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係団体の長が協議して定める。

(予算)

第18条 協議会に関する予算は、山形県の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第19条 知事は、協議会に関する決算を山形県議会の認定に付したときは、当該決算を組合理事長に報告しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分)

第20条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議によりそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の規定により財産を管理する場合においては、当該管理を各関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第21条 この規約に特別の定めがあるものを除き、協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例によるものとする。

第6章 補則

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定に基づく費用の弁償等の額、その支給方法等は、会長が会議に諮って定める。
(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係団体がその協議によりその事務を承継する。
この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議規程を定めたときは、速やかに関係団体に当該規程を送付するとともに、山形県公報に登載して公表するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により、山形県公報に登載することができないときは、関係団体の掲示場に掲示して、その登載に代えることができる。

2 協議会は、この規約、協議規程及び条例等で定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

(補則)

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会共同設置規約（素案）

1 評価委員会について

- ・ 設立団体は、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人の業務実績に関する評価が、専門性や実践的な知見を踏まえて客観的かつ中立公正に行われるようにするため、設立団体の長の附属機関として評価委員会を設置する。
- ・ 設立団体が複数の場合は、地方自治法に基づき、評価委員会を共同で設置する。

（１）名称

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会

（２）設置団体

山形県及び庄内広域行政組合

（３）主な業務

- ・ 中期目標の策定・変更の際の意見
- ・ 中期計画の作成・変更に対して認可する際の意見
- ・ 法人の業務の実績に関する評価

（４）組織

委員６人以内で組織することとし、委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、設置団体の長が協議により定めるものについて、山形県知事が任命する。

（５）任期

２年

(6) 経費の支弁

評価委員会に要する経費は、設置団体が負担することとし、県と庄内広域行政組合の負担割合は、公立化後の財政負担の割合にならい、55 対 45 とする。

2 共同設置規約

(1) 規約（素案）

資料 2－2 のとおり

以上

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会共同設置規約（素案）

（設置）

第1条 山形県及び庄内広域行政組合（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、公立大学法人東北公益文科大学について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会を共同して設置する。

（名称）

第2条 前条の地方独立行政法人評価委員会の名称は、公立大学法人東北公益文科大学評価委員会（以下「委員会」という。）とする。

（執務場所）

第3条 委員会の執務場所は、山形県山形市松波二丁目8番1号山形県庁内とする。

（組織）

第4条 委員会は、委員6人以内で組織する。

（委員）

第5条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、関係団体の長が協議により定めるものについて、山形県知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、委員を解任する場合又はその退任について承認を与える場合においては、あらかじめ庄内広域行政組合理事長（以下「理事長」という。）と協議しなければならない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(負担金)

第9条 委員会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により決定する。

3 庄内広域行政組合は、前項の規定による負担金を山形県に交付しなければならない。

4 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係団体の長が協議して定める。

(予算)

第10条 委員会に関する予算は、山形県の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第11条 知事は、委員会に関する決算を山形県議会の認定に付したときは、当該決算を理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、山形県総務部において行う。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。

中期目標（骨子）

1 中期目標について

（１）中期目標の概要

- ・ 公立大学法人の設立団体の長は、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人が6年間の中期目標期間に達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を定める。
- ・ 設立団体の長は、定めた中期目標を法人に指示するとともに、公表しなければならない。

（２）検討スケジュール

時期等	検討項目等
7月28日 第6回準備委員会 （8月）	【報告】中期目標（骨子） 目標評価専門部会で検討（ ）
9月上旬 第7回準備委員会 （9月）	【協議】中期目標（素案） 目標評価専門部会で検討（ ）
<u>10月下旬</u> <u>第1回法定協議会</u>	<u>【決定】中期目標（案）</u>
11月上旬 評価委員会	中期目標（案）に対する意見
11月中旬 大学への意見聴取	同上
<u>12月</u> <u>各議会</u>	<u>中期目標（案）の提案、議決</u>

（３）中期目標（骨子）

資料3-2のとおり

以上

公立大学法人東北公益文科大学中期目標（骨子）

前文

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期目標の期間
- 2 教育研究上の基本組織

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

- 1 社会との共創に関する目標
 - 人材育成機能や研究成果を活用した地域課題の解決
- 2 教育に関する目標
 - 社会の変化に対応した人材育成
 - 入学者選抜
 - 学士課程
 - 修士課程、博士後期課程
 - 教育の質保証
 - 学生支援
 - 多様な学生を包摂する取組
- 3 研究に関する目標
 - 研究推進・支援体制の整備
 - 共同研究の推進
 - 研究者の多様性の確保
- 4 国際力の強化に関する目標
 - グローバル人材の育成
- 5 機能強化に伴う教育研究組織等の見直しに関する目標
 - 機能強化により目指す人材育成像
 - 教育研究組織等の見直しの内容

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- ガバナンス体制の構築
- 人事・組織

第4 財務内容の改善に関する目標

- 財務戦略

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

- 自己点検・情報提供及び積極的かつ戦略的な情報発信

第6 その他業務運営に関する重要目標

- コンプライアンス及びリスクマネジメント
- デジタル化の推進

1 機能強化の内容

- 東北公益文科大学は、開学以降、日本で唯一の「公益学部」を有する大学として、県内外に有為な人材を輩出してきた。
- 若者の地元定着を図る上で、東北公益文科大学は、地域の高校生の進学先となるとともに、卒業生を地域に輩出する重要な高等教育機関である。
- また、庄内地域の「知の拠点」として、様々な主体との連携による研究・実践と、地域への貢献が期待されている。
- 公立化のメリットを生かして、地域と大学の連携を強化し、以下の特色を持った大学として機能強化を図り、地域課題の解決に貢献していく。

特色	学問分野を越えた地域課題への取組	地域を活性化する人材の育成	地域との連携、地域への還元
	時代に合わせた公益を追求し、学問分野を越えて多角的に地域課題に取り組む大学	地域の資源と人が持つ魅力を認識し、地域の多様な主体との関わりを通して地域を活性化 する人材を育成する大学	自治体、地元企業、地域の多様な主体との 連携強化により、知の拠点として地域に還 元する大学
主な機能強化	○ デジタルと地域に強い人材の育成 ○ 地域における魅力的な仕事の創出に向けて業を起こす人材の育成（アントレプレナーシップ教育の充実） ○ 地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材の育成	○ 食文化を始めとする地域の歴史や文化などの魅力を学び、発信する人材の育成 ○ 環境の視点から地域課題の解決や持続可能な社会の構築に取り組む人材の育成 ○ 地域との一層の協働を通じた教育研究の強化（インターンシップの必修化等）	○ 地域課題の解決に向けた産学官連携プラットフォームの創設 ○ 地元定着率の向上に向けた学生のキャリア形成への支援強化 ○ 県内の中高生の探求学習への支援等

2 機能強化のスケジュール

- 公立大学法人の中期目標期間（6年間）を目安として、機能強化の取組期間を以下のとおり区切り、段階的に進めていく。
 - ・ 短期：第1期中期目標期間の前半（概ね令和8～10年度）
 - ・ 中期：第1期中期目標期間の後半（概ね令和11～13年度）
 - ・ 長期：第2期中期目標期間（概ね令和14～19年度）

東北公益文科大学
機能強化の基本方針
(素案)

令和 7 年 7 月
公立大学法人設立準備委員会

目次

1	機能強化の検討にあたって	1
2	東北公益文科大学のこれまでの主な取組	3
3	機能強化の検討の視点	4
4	機能強化の考え方	5
5	機能強化の内容	7
	（1）時代に合わせた公益を追求し、学問分野を越えて多角的に地 域課題に取り組む大学	7
	（2）地域の資源と人が持つ魅力を認識し、地域の多様な主体との 関わりを通して地域を活性化する人材を育成する大学	9
	（3）自治体、地元企業、地域の多様な主体との連携強化により、 知の拠点として地域に還元する大学	10
6	機能強化のスケジュール（想定）	13

1 機能強化の検討にあたって

東北公益文科大学は、四年制大学の設置を求める庄内地域の強い要望のもと、県と当時の庄内地域全 14 市町村が整備費を負担し、学校法人が運営する公設民営方式で、平成 13 年 4 月に開学した。

開学以降、日本で唯一の「公益学部」を有する大学として、社会全体にとって良いことを追求し、現代社会が抱える様々な課題を解決することを通して、より良い社会を築いていくという公益の考え方に基づき教育研究を行うとともに、県内外に有為な人材を輩出してきた。

少子高齢化を伴う人口減少は、本県のみならず全国的な課題であり、文部科学省の中央教育審議会は、急速な少子化や労働供給不足等を背景に、「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和 7 年 2 月 21 日答申)において、今後の高等教育政策の方向性として、①教育研究の「質」の更なる高度化、②高等教育全体の「規模」の適正化、③高等教育への「アクセス」確保を掲げている。

人口減少は一朝一夕に食い止められるものではなく、少ない人口でも地域が維持される、新しい社会の形や仕組みが求められている。いわゆる「自助」「共助」「公助」の考え方に準えれば、多子・大家族、三世代同居が多かった時代の「自助」、経済成長下における都市部から地方への税収の再配分を前提とした、地方行政による様々な支援として「公助」による地域の維持が難しくなってきた中で、新たな「共助」として、地域住民、コミュニティ、行政、地元企業など、様々な主体それぞれが、これまで以上にパフォーマンスを発揮し、地域を支える仕組みの構築と、それを支える人材が求められており、これは、山形県に限らず、日本全体として考えていかなければならない課題である。

庄内地域は、大学進学や就職による高校卒業者の県外転出割合が高く、農業従事者の高齢化・減少に伴う担い手不足を含む産業界の労働力不足、

市街地の空洞化、過疎地域における若年層を中心とした深刻な人口減少と地域コミュニティの維持の難しさなど、様々な課題を抱えている。

一方で、庄内地域は、歴史的・文化的遺産と自然環境に恵まれた出羽三山をはじめとする観光資源、日本有数の米どころである庄内平野における農業、四季折々の旬の恵み、先人たちの知恵と情熱によって培われた独自の食文化、伝統産業や最新のバイオテクノロジーを生かしたものづくりなど、独自の強みも有している。

東北公益文科大学は、その知的資源を活用し、高齢化が進む地域の振興に関する研究、住民向けの公開講座の開催などの取組により、地域が抱える課題を解決する役割を担っており、今後は、企業との共同研究も含め、庄内地域の「知の拠点」として、様々な主体との連携による研究・実践と、地域への貢献が期待されている。

公立化は、県と庄内広域行政組合が設立団体となり、法人経営や教育研究に携わるものであり、県と庄内地域2市3町は、大学との連携をさらに進めるとともに、大学と地域の様々な主体との連携を支援していく。

今後、人口減少が進む中、若者の地元定着を図る上で、東北公益文科大学は、庄内地域に拠点を置く唯一の四年制大学として、地域の高校生の進学先となり、県外からの入学の受け皿となるとともに、卒業生を地域に輩出する重要な高等教育機関として期待されている。東北公益文科大学がそのような役割を果たしていくためには、若者や地域のニーズを踏まえながら、学生の意欲向上と能力向上に資する機能強化を図り、地域における学びを通して、学生の能力を伸ばし、地域の課題解決に貢献する人材を育成していく必要がある。

そのような観点から、公立化と併せて機能強化を進めていく。

2 東北公益文科大学のこれまでの主な取組

年月	内容
平成13年4月	開学（公益学部公益学科）【学部】 ※ 経営系、社会系、環境系の3系
平成14年5月	ニュージーランド研究所開設【その他組織等】
平成17年4月	大学院公益学研究科公益学専攻（修士課程）開設【大学院】
平成18年5月	地域共創センター開設【その他組織等】
平成19年4月	大学院公益学研究科公益学研究専攻（博士後期課程）開設【大学院】
平成19年7月	キャリア開発センター設置【その他組織等】
平成21年4月	公益学部公益学科を3つの系から、政策マネジメント・地域共創・社会福祉・環境サイエンスの4コース制に改編【学部】
平成21年5月	中期計画「Innovation Action Plan ～社会システムをデザインし、社会を先導する人材育成を目指して」（平成21～25年度）を制定 ※ 第1次教学中期計画【その他組織等】
平成26年4月	公益学部公益学科を4コースから、地域経営系（経営コース、政策コース、地域福祉コース）と交流文化系（国際教養コース、観光・まちづくりコース）の2系5コース制に改編【学部】
平成26年10月	「第1期吉村プラン～地域に根ざし、世界に発信する教育・研究拠点～」(平成26～28年度)を制定 ※ 第2次教学中期計画（前半3年間）【その他組織等】
平成27年3月	教育推進センター、学生支援センター、国際交流センター設置【その他組織等】
平成27年4月	年4学期のクォーター制を導入【その他組織等】
平成27年12月	マルチプロジェクト研究機構開設【その他組織等】
平成29年4月	公益学部公益学科を2系5コースから、地域経営系（経営コース（現 経済・経営コース）、政策コース、地域福祉コース）・交流文化系（国際教養コース、観光・まちづくりコース、メディア情報コース）の2系6コース制に改編【学部】

年月	内容
平成29年4月	「第2期吉村プラン～庄内から日本の教育を変える大学づくり～」(平成29～令和元年度)を制定 ※ 第2次教学中期計画(後半3年間)【その他組織等】
平成30年4月	・ 大学院公益学研究科修士課程を3研究領域から4研究領域(公共経営、国際ビジネス、地域共創・ソーシャルワーク、情報科学)に改編【大学院】 ・ 大学院公益学研究科にスクールソーシャルワーク教育課程を設置【大学院】
令和2年4月	「第3次教学中期計画～学生を伸ばす、地域の未来をつくる、世界に挑む大学づくり～」(令和2～7年度)を制定【その他組織等】
令和3年4月	2系(地域経営系、交流文化系)の統合とダブルメジャー制の導入【学部】
令和3年度	科学技術振興機構(JST)「ジュニアドクター育成塾」採択(ジュニアドクター鳥海塾)【その他組織等】
令和4年4月	大学院公益学研究科修士課程の研究領域を組織経営、国際関係、情報科学、地域共創領域に改編【大学院】
令和4年8月	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度「リテラシーレベル」認定【その他組織等】
令和5年11月	「起業(ぎょうをおこす)研究所」発足【その他組織等】
令和6年8月	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度「応用基礎レベル」認定【その他組織等】
令和8年4月	国際学部国際コミュニケーション学科開設予定【学部】

3 機能強化の検討の視点 ※ 公立化及び機能強化に関する基本合意書第3条

- (1) 地域の企業・自治体等との連携強化による地域課題解決への貢献
- (2) デジタル化をリードする人材の育成
- (3) 国内外を開拓する人材の育成

4 機能強化の考え方

上記2のとおり、東北公益文科大学は開学以降、時代の変化に応じて教育課程の再編を行ってきた。現在は、文理横断の6コース体制で幅広い分野の学びが可能であるほか、複数の異なる専攻分野を同時に学ぶダブルメジャー制度など柔軟な学修を支える仕組みも整備されている。

また、令和6年度に文部科学省から数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度の「応用基礎レベル」の認定を受けるなど先進的な教育内容が評価されているほか、クォーター制の導入や教学中期計画の制定など、他の大学に先駆けた大学改革にも積極的に取り組んでいる。令和5年度に実施された認証評価では、審査機関である公益財団法人日本高等教育評価機構から、すべての評価基準において基準を満たしているとの評価を受けている。

中央教育審議会の「知の総和」答申を踏まえれば、人口減少下における今後の大学のあり方としては、希望的観測に基づく量的拡充を求めるのではなく、機能強化による質の向上に力点を置くべきと考えるのが適切である。地域のニーズを捉えた産業やサービスを支える人材の育成を行うという公立大学の使命・役割や、地方創生の拠点としての大学の活用を十分に踏まえ、公立大学の利点を生かした地域や他大学との連携を一層進めていく必要がある。

機能強化の具体的な検討に当たっては、基本合意における3つの検討の視点を踏まえる必要がある。併せて、機能強化に取り組む大学の人的資源等にも留意した上で、短期・中期・長期の視点で実施時期を整理しながら、機能強化を段階的に進めていくことが求められる。

このような現状と課題を踏まえ、地域社会との連携や、これまで培ってきた教育研究の取組を最大限に生かしながら、持続可能な活力ある社会の実現を図っていくため、公立化後の東北公益文科大学は、以下のような特色を備えた大学を目指すこととする。

(1) 時代に合わせた公益を追求し、学問分野を越えて多角的に地域課題に取り組む大学

社会・経済情勢や価値観により、求められる公益の姿が変化していく中で、多様な学問分野の知見を結び付けて地域課題の解決に取り組むという公益学を基盤として、デジタルや多文化共生など地域のニーズも取り込みながら多角的に研究を行うとともに、その知見を生かした教育を行っていく。

(2) 地域の資源と人が持つ魅力を認識し、地域の多様な主体との関わりを通して地域を活性化する人材を育成する大学

地域の最重要課題である若者の地元定着に向けて、地域内外の若者が、自然、歴史、文化、産業など、地域の資源や人の魅力を改めて認識するとともに、地域の多様な主体との関わりや協働など、現場での実践的な学びを通して、自ら地域の活性化に果敢に取り組む人材を育成する。

(3) 自治体、地元企業、地域の多様な主体との連携強化により、知の拠点として地域に還元する大学

公立化のメリットを生かし、地域の知の拠点である大学と、自治体、地域産業の発展に寄与する企業、地域に根差した活動を行う団体や住民など、多様な主体との連携を強化し、大学の研究と学生の学びを地域全体で支えるとともに、その成果を地域に還元し、地域課題の解決に貢献していく。

5 機能強化の内容

上記4に示した機能強化後の東北公益文科大学の特色を踏まえ、機能強化の内容を以下のとおりとする。

【凡例】

- 機能強化の取組期間
短期：第1中期目標期間の前半（概ね令和8～10年度）
中期：第1中期目標期間の後半（概ね令和11～13年度）
長期：第2期中期目標期間（概ね令和14～19年度）
- 特に大学院に関する記述には「大学院」を付す

（1）時代に合わせた公益を追求し、学問分野を越えて多角的に地域課題に取り組む大学

○ 東北公益文科大学の特徴の明確化と発信強化

- ・ 東北公益文科大学の学びの内容の明確化・体系化を視野に入れた教育課程の検討と高校生等への情報発信の強化《短期・中期・長期》

○ デジタルと地域に強い人材の育成

- ・ 地域課題の解決において、デジタル技術の活用はより重要になってきていることを踏まえ、地元企業や自治体など、地域で活躍できるデジタル人材を育成するデータサイエンス系の教育体制を強化《短期・中期》

○ 地域における魅力的な仕事の創出に向けて業を起こす人材の育成

- ・ 変化する社会状況に応じて、新たな価値や仕組みを構想し、実行に移す、業を起こす人材の育成に向けたアントレプレナーシップ教育の充実《短期・中期》

- ・ ライフステージに応じたキャリアの構築や仕事の創出に挑戦できるよう、女性のためのキャリア形成講座などの自治体等の取組を支援《短期》

○ 文化の違いを越えた交流を促進し、地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材の育成

- ・ 海外への販路開拓や事業展開の重要性が高まっていることなどを踏まえ、外国人材との交流や、庄内地域の魅力を海外に発信する取組などを通して、地域と世界との交流を担う人材を育成《短期》
- ・ 外国人住民の抱える生活課題やニーズを理解し、関連する支援制度や地域の多様な資源と結びつけて支援を行う多文化共生コーディネーターを養成《短期》

○ 多様性と国際性に富んだ教育研究環境の推進

- ・ 海外の提携大学との交流や短期受入プログラムなどにより外国人留学生の受入を拡大し、国際的な視野を育む教育環境を推進《短期・中期》
- ・ 外国人留学生の受入環境の整備に向けて、留学生と日本人学生が共同生活する国際寮としてドミトリーを活用することを検討《短期・中期》

○ 地域の課題に心理の側面から向き合う人材の育成

- ・ 多様な価値観や生活背景を持つ人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、福祉・教育現場での支援などを通して地域に貢献する人材の育成に向けた教育内容の検討《中期・長期》

○ 地域の多様な主体の学びと協働の場づくり

- ・ デジタルやビジネスなど地元企業等のニーズを踏まえたリスキリング教育の強化《短期》 大学院
- ・ 行政、企業、NPO 等の組織の職員・社員や地域貢献を志す社会人である大学院生が、協働しながら地域課題の解決に取り組む学びの場として、修士課程のカリキュラムに社会実装プログラム（仮称）を創設《中期》 大学院
- ・ 社会人の学び直しや生涯学習など、地域の多様な学びのニーズを掘り起こすため、学部・大学院のほか、公開講座や履修証明プログラムなども含めた多様な学びに関する広報・情報発信を強化《短期》

（２）地域の資源と人が持つ魅力を認識し、地域の多様な主体との関わりを通して地域を活性化する人材を育成する大学

○ 食文化を始めとする地域の歴史や文化などの魅力を学び、発信する人材の育成

- ・ 食文化を含む庄内地域の歴史・文化などについて学び、地域の活性化につなげる取組を、地域の多様な主体と連携して実施《短期・中期》
- ・ 農業、飲食業、宿泊業など地域の実務者と連携した、庄内の食や観光などの産業について学ぶ教育内容の強化《中期》

○ 環境の視点から地域課題の解決や持続可能な社会の構築に取り組む人材の育成

- ・ 洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及や、自然災害の激甚化・頻発化といった状況を踏まえ、環境の視点から、地

域課題の解決や持続可能な社会の構築を学ぶ教育の実施《中期・長期》

○ 地域との一層の協働を通じた教育研究の強化

- ・ 卒業後の地元定着につながるよう、県内企業等でのインターンシップを公益学部の必修とし、学生が地域や地元企業、行政等をより深く理解し、魅力を見出す機会を確保《短期》
- ・ 自治体や地元企業が抱える具体的な課題をテーマとしたプロジェクト型応用演習を実施し、地域課題に主体的に関わる姿勢と社会実装を意識した提案力を育成《短期》
- ・ 大学の研究成果を地域産業に還元し、共同研究の機会を拡大するため、企業負担による受託契約型の研究スキームを整備するほか、これまでの研究シーズや共同研究の事例を分かりやすく発信し、地域企業との接点を創出するなど産学連携の基盤を強化《中期》
- ・ 行政や地元企業、NPOなどが社会人大学院生向けに研究テーマを提案する仕組みを作り、現場の課題意識と研究者の視点を結びつけて研究の質と実践性の向上を図る《短期》 大学院

(3) 自治体、地元企業、地域の多様な主体との連携強化により、知の拠点として地域に還元する大学

○ 地域課題の解決に向けた産学官連携プラットフォームの創設

- ・ 産学官など関係機関から構成されるプラットフォームを立ち上げ、地域課題の解決に向けた協働と試行的な社会実験事業に取り組む《短期》
- ・ 地域共創センターに、大学と地域を繋ぐ専門職員として地域連携コーディネーター（行政、企業OB等）等を配置し、企業や自治体

を回りながら地域企業のニーズ把握、地域課題の発掘、大学の研究内容の紹介を行うなど、同センターの体制を強化《短期》

○ 県、庄内地域 2 市 3 町との更なる連携強化

- ・ 地域の課題や行政の仕事に触れる機会として、県と庄内地域 2 市 3 町の職員が、現場の経験をもとに、担当業務や課題、対応する取組を紹介する講義を実施《短期》
- ・ 学生のフィールドワークの拠点として、各市町の庁舎にサテライトキャンパスを設置し、自治体職員の助言や協力を得ながら地域課題に取り組む環境を整備《短期》
- ・ 県と 2 市 3 町に大学との連携担当職員を配置し、日常的な情報共有を行うとともに、具体的な連携テーマの発掘や実務レベルの調整を実施《短期》

○ 他の高等教育機関との連携

- ・ 県内の大学と、授業科目の相互開放や地域が抱える共通課題への協働などの連携を強化し、地域の高等教育機関全体としての機能強化と地域貢献を推進《短期・中期》
- ・ 東北公益文科大学と類似の教育分野を有する県内外の大学との、それぞれの教育内容の特色を生かした連携の検討《中期》

○ 高校生への魅力の訴求

- ・ 県内の中高生の探究学習を支援するとともに、大学の学びに触れることができる授業体験の機会を創出し、中高生の進路選択や学びの意欲を高める取組を実施《短期》

- ・ 高大接続の強化の観点から、高校生が東北公益文科大学で履修した授業について、大学進学後に単位として認定できる、単位の先取認定制度の導入を検討《短期》
- ・ 希望する中高生が、東北公益文科大学の教員から専門的な指導を受けながら、自ら設定した課題に基づく探究的な学びに取り組む体制の整備《中期》

○ 地元定着率の向上に向けた学生のキャリア形成に関する支援体制の強化

- ・ 学生の地元定着率の向上を図るため、キャリア教育や就職支援について、地元産業界や行政機関との連携を更に深め、学生のキャリア形成の支援体制を強化《短期・中期》

○ 多様な学生の受入拡大

- ・ 多様な学習ニーズを持つ学生を受け入れるため、県内の短期大学や高等専門学校からの編入学者の受入を拡大《中期》

6 機能強化のスケジュール（想定）

	短期 （概ね令和 8 ～10年度）	中期 （概ね令和11～13年度）	長期 （概ね令和14～19年度）
（１）時代に合わせた公益を追求し、学問分野を越えて多角的に地域課題に取り組む大学	東北公益文科大学の特徴の明確化と発信強化		
	デジタルと地域に強い人材の育成		
	地域における魅力的な仕事の創出に向けて業を起こす人材の育成		
	地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材の育成		
	多様性と国際性に富んだ教育研究環境の推進		
		地域の課題に心理の側面から向き合う人材の育成	
	地域の多様な主体の学びと協働の場づくり		
（２）地域の資源と人が持つ魅力を認識し、地域の多様な主体との関わりを通して地域を活性化する人材を育成する大学	食文化を始めとする地域の歴史や文化などの魅力を学び、発信する人材の育成		
		環境の視点から地域課題の解決や持続可能な社会の構築に取り組む人材の育成	
	地域との一層の協働を通じた教育研究の強化		
（３）自治体、地元企業、地域の多様な主体との連携強化により、知の拠点として地域に還元する大学	地域課題の解決に向けた産学官連携プラットフォームの創設		
	県、庄内地域2市3町との更なる連携強化		
	他の高等教育機関との連携		
	高校生への魅力の訴求		
	地元定着率の向上に向けた学生のキャリア形成に関する支援体制の強化		
		多様な学生の受入拡大	

独自奨学制度（大学院）

学部生と同様に、大学院生の修学意欲の向上を目的とした独自の奨学制度を以下のとおり実施する。

優秀学生奨学金（大学院）

（１）制度概要

① 目的

学業成績が優秀な大学院生（修士課程、博士後期課程）に奨学金を給付し、修学意欲の向上を図る。

② 給付対象

修士課程１、２年生及び博士後期課程１～３年生の成績優秀者
各学年１人

※ 学部生向けの優秀学生奨学金と異なり、申請制とする。

※ 成績優秀者は、研究の進捗状況、院生研究報告会の内容、G P A 等による審査基準に基づき、奨学金申請者の中から審査会が決定する。

③ 給付金額

一人当たり 10 万円（単年度）

④ 年間所要額

50 万円

（@10 万円×１人×５学年＝50 万円）

（２）財源

教育研究基金と給付型奨学金基金の運用果実を活用する。

以上

令和9年度入学者選抜

1 基本的な考え方

- ・ 令和8年度入学者選抜と同様に、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の3つの選抜方法により多様な学生を確保する。
- ・ 募集人員や地域枠の設定人数等は、令和8年度入学者選抜の実施結果を踏まえて検討する。
- ・ 試験日程と試験科目は、入学志願者の準備に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、入学志願者保護の観点から、可能な限り早期の周知に努める。

2 試験日程

- ・ 一般選抜については、東北公益文科大学を第一志望とする入学志願者を確保するため、（一社）公立大学協会の入学者選抜実施要領で定める、前期日程と後期日程で実施する。
- ・ 総合型選抜と学校推薦型選抜についても、同入学者選抜実施要領を踏まえた入試日程で実施する。

3 試験科目

- ・ 一般選抜の前期日程については、大学入学共通テストの点数を利用するとともに個別学力検査を実施する。
- ・ 一般選抜の後期日程については、令和8年度入学者選抜と同様に、大学入学共通テストの点数を利用する選抜とし、個別学力検査を実施しない。
- ・ 総合型選抜と学校推薦型選抜については、令和8年度入学者選抜の内容を踏まえたものとする。

以上

	令和6年度						令和7年度												4			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
申請・認可										◇公立大学法人設立手続 ◇大学設置者変更手続		上旬 認可申請			認可							
				◇国際学部設置手続 (学校法人として)		国際学部 設置認可 申請					下旬 設置認可											
県議会									◇定款 ◇寄附財産 ◇財産出資	(議決)		◇法定協議 会規約 ◇評価委員 会規約	(議決)		◇中期目標 ◇重要財産 (議決)		◇令和8年 度当初予算	(議決)				
庄内広域行政組合議会									◇定款 ◇寄附財産 ◇財産出資 (議決)	◇法定協議 会規約 ◇評価委員 会規約 (議決)				◇中期目標 ◇重要財産 (議決)		◇令和8年 度当初予算 (議決)						
設立準備委員会	21日 第1回 ◇規約 ◇予算 ◇行程表		26日 第2回 ◇理事長・ 学長(組織 体制)			24日 第3回 ◇法人組織 ◇出資 ◇基金等 ◇入試制度 ◇学納金	書面協議 第4回 ◇事業計画 ◇収入支出 予算	1日 第5回 ◇定款 ◇出資 ◇奨学制度 ◇機能強化 あり方		28日 第6回 ◇法定協議 会規約 ◇評価委員 会規約 ◇機能強化 方針素案		上旬 第7回 ◇機能強化 基本方針	下旬 法定協① ◇重要財産 ◇中期目標				中旬 法定協② ◇中期計画 ◇業務方法 書 ◇監事任命					
専門部会① 【組織運営】				定款 検討			法定協議会規約 検討															
	理事長・学長(組織体制) 検討						法人組織・大学組織 検討															
	理事・役員会・審議機関 検討						組織運営関係規程、学則体系規程等 検討															
専門部会② 【目標評価】					評価委員会構成 検討		評価委員会規約 検討						評価委員会 運営									
	中期目標 骨子検討			中期目標 検討																		
	中期計画 検討																					
専門部会③ 【財務会計】	不動産鑑定評価 ※学校法人																					
	負担付寄附・財産出資スキーム整理								重要財産の検討													
	学生納付金(入学金・授業料)の検討					奨学制度の検討				料金の上限額												
	地方交付税・運営費交付金の試算／財務シミュレーション												運営費交付金の算定									
	会計業務フローの把握、検討						会計規程の検討、作成						会計処理マニュアル作成									
	新財務会計システムの仕様書検討						業者選定・契約				新財務会計システム開発・導入											
専門部会④ 【人事・給与】	任用・給与制度等の把握、改正検討								任用・給与制度等の規程整備													
	教員の業績評価制度の把握、改正検討						評価方法、評価結果の反映手法の検討						評価制度の整備									
	就業規則の精査						就業規則の整備(変更)															
	システム更新・導入検討	新人事給与システムの仕様書検討				業者選定・契約		新人事給与システム開発・導入														
専門部会⑤ 【機能強化】	入試制度の検討					入試ガイド等作成		入試ガイド等配布(「公立化準備中」)				「公立化申請中」に更新			順次入学者選抜実施							
	業者選定	教育、産業、行政等へのヒアリング				機能強化の具体策の検討・基本方針の整理																
				ニーズ整理		専門家への聴取		機能強化による新たな教育の理念・教育目標・教育課程等の検討														
	業者選定	PR業務委託・制作(R6補正分)				公立化のPR(媒体) ※オープンキャンパスに向けて																
					業者選定	PR業務委託・制作(R7当初分)						PR(媒体、高校への訪問・説明)										

令和8年4月1日 公立化(公立大学法人設立・大学設置者変更)

…議決に関する事項